

令和 7 年度畜産生産基盤維持強化支援事業費補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 28 日制定

（目的）

第 1 条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号。以下「規則」という。）、農畜産業関係補助事業事務の取扱いについて（令和 3 年 8 月 12 日付け 3 農政第 253 号）及び令和 7 年度畜産生産基盤維持強化支援事業実施要領（令和 7 年 3 月 28 日付け 6 畜第 1100 号。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、市町が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で令和 7 年度畜産生産基盤維持強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本県の畜産生産基盤の維持強化を図る。

（補助対象経費及び補助率）

第 2 条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、実施要領の別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第 3 条 市町は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町は、前項の申請書を提出するに当たり、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第 4 条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに市町に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という）について、補助金額の増減に係る事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況の報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、前項により知事から事業遂行状況の報告を求められた場合は、事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第 9 条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第 7 号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 12 条 知事は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第 8 号)に知事が認める関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 13 条 実施要領第 3 条第 4 項に規定する取組主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後においても注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える機械及び重要な器具とする。

3 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

4 取組主体は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を助成対象者が処分しようとするときは、あらかじめ県と協議を行うものとする。

5 前項により県の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第 15 条 この要綱により知事に提出する書類は、所管の家畜保健衛生所を経由するものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。